

しがつついたち

4月1日から

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法がスタートします

市では、老若男女、障害のあるなしに関わらず互いに支えあい、『共に生きる』高福祉のまちづくりを進めています。

この法律をただしく理解して、市民の皆さん・事業者・行政が共に考え、誰もが安心して住み続けられる、安全で活気のあるまちづくりを推進しましょう。

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

対象者は、障害者基本法で定められた障害のあるすべての人で、障害者手帳を持っていない人も含まれます。

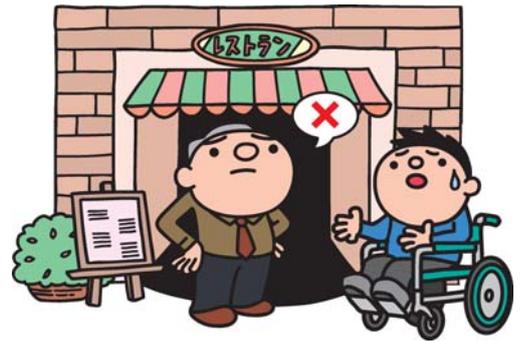
この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になります。

○「不当な差別的取扱い」とは？

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したりすることです。

例えば…

- お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた
- アパートの契約をするとき、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった など



○「合理的配慮をしないこと」とは？

障害のある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための配慮をしないことです。

例えば…

- 視覚障害があると伝えたのに、書類を渡されただけで内容を読み上げてもらえなかった
- 障害のある人が交通機関を利用するときどの乗り物に乗ったらよいかを職員に聞いたが、分かるように説明してもらえなかった
- 車いす利用者が施設内の段差があるところで手助けを頼んだが、サポートしてもらえなかった など



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法についての詳しい内容は、

ないかくふ 内閣府のホームページをご覧ください。

ないかくふ 内閣府ホームページ

[☎<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>]

といあわ さき ちいきふくしか
問合せ先 地域福祉課 [☎0837(52)5227]

山口県健康福祉祭

スポーツ文化交流大会参加者募集

<参加資格>県内在住の60歳以上の人（昭和32年4月1日以前に生まれた人）

競技種目	卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ペタンク、弓道、剣道、囲碁、将棋、健康マージャン
開催日	5月11日 （ 休 ） ※テニス競技のみ13日 （ 土 ）
会場	山口市 維新百年記念公園、やまぐちリフレッシュパーク
申込期間	3月4日 （ 土 ） ～4月4日 （ 日 ）
申込・問い合わせ先	高齢福祉課〔☎0837(52)1132〕※上記競技種目の参加募集要領については、市役所及び各総合支所、各公民館に設置しています。

競技種目	ゴルフ ※詳細は、競技規定をご参照ください。
開催日	4月27日 （ 休 ）
会場	柳井カントリー倶楽部（柳井市）
申込期限	3月25日 （ 土 ）
申込・問い合わせ先	山口県ゴルフ協会 〔☎083(973)4701〕

競技種目	マラソン ※詳細は、実施要項をご参照ください。
開催日	6月4日 （ 土 ）
会場	山口市 維新百年記念公園
申込期間	3月8日 （ 休 ） ～5月7日 （ 土 ）
申込・問い合わせ先	山口マスターズ陸上競技連盟 〔☎083(822)3875〕

※屋外競技について、雨天の場合の開催予備日等については各要領をご覧ください。

美術展作品募集

<出品資格>

県内在住の60歳以上の人（昭和32年4月1日以前に生まれた人）でアマチュアの人
が創作した未発表の作品（1人1点）

募集部門	日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真
開催期間	6月18日 （ 土 ） ～20日 （ 日 ）
会場	防府市地域交流センター〔アスピラート〕
申込期間	3月22日 （ 休 ） ～4月22日 （ 土 ）
申込・問い合わせ先	高齢福祉課〔☎0837(52)1132〕

司法書士による無料法律相談を開催します

日常生活でのいろいろな法律問題について、司法書士が相談をお受けします。たとえば、認知症などで判断能力が十分でない人を支援する成年後見制度や相続・登記に関することなどの相談も無料でできます。問題の解決にご利用ください。

対象者は市内にお住まいの人となります。

相談日時	原則毎月第1木曜日 13時～15時
相談場所	美祢市役所及び各総合支所
相談時間	1人20分以内
申込方法	電話による予約制で先着6人です。 予約受付開始は、原則無料相談の1週間前の木曜日 から開庁日（8時30分～17時）に下記の電話番号で受付けます。
予約電話	市民相談室〔☎0837(52)5230〕



相談日 (13時～15時)	会場	予約受付開始日 (8時30分～17時)
4月7日 （ 休 ）	美祢市役所	3月31日 （ 休 ）
5月6日 （ 土 ）	美東総合支所	4月28日 （ 休 ）
6月2日 （ 休 ）	美祢市役所	5月26日 （ 休 ）
7月7日 （ 休 ）	美祢市役所	6月30日 （ 休 ）
8月4日 （ 休 ）	秋芳総合支所	7月28日 （ 休 ）
9月1日 （ 休 ）	美祢市役所	8月25日 （ 休 ）
10月6日 （ 休 ）	美祢市役所	9月29日 （ 休 ）
11月4日 （ 土 ）	美東総合支所	10月27日 （ 休 ）
12月1日 （ 休 ）	美祢市役所	11月24日 （ 休 ）
1月5日 （ 休 ）	美祢市役所	12月26日 （ 土 ）
2月2日 （ 休 ）	秋芳総合支所	1月26日 （ 休 ）
3月2日 （ 休 ）	美祢市役所	2月23日 （ 休 ）

なお、相談日・予約受付開始日等が変更になる場合があります。毎月発行される市報の「各種相談」でご確認ください。

問合せ先 市民相談室〔☎0837(52)5230〕

募集

美祢市学校給食調理員 (パート調理員)

- 募集人員 若干名
- 業務内容 学校給食調理業務
- 勤務場所 市内学校給食共同調理場
- 雇用期間 採用日～平成29年3月31日
- 勤務時間 8時30分～16時
(年180日程度)
- 雇用単価 時給774円(調理師免許取得者は時給838円)
- 応募方法 申込書に履歴書を添えて教育総務課に提出してください。申込書は、教育総務課、教育委員会美東事務所、教育委員会秋芳事務所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
- 受付期限 7月29日(金)
- 面接日時 後日、お知らせします。
- 問合せ先 教育総務課
〔☎0837(52)5260〕

平成28年度美祢市観光業務職員

- 募集人員 4人程度
- 勤務場所 美祢市総合観光部観光総務課関係各所(秋芳洞等)
- 応募資格 観光業務に関心があり、健康で体力に自信がある人
- 業務内容 観光案内業務等観光業務全般
- 任用条件
 - ① 日額 7,100円(但し、最初の3か月は7,000円)
 - ② 月22日程度の勤務(基本日回交代勤務)
 - ※ 必要に応じ時間外勤務手当、距離に応じた通勤手当を支給します。
 - ※ 社会保険、雇用保険、厚生年金に加入します。
- 任用期間 4月1日～平成29年3月31日
- 勤務時間 1日の勤務実態の最早朝時と最遅夕時のうち7時間45分

- 応募方法 観光総務課、秋吉台観光交流センターに備え付け、又は市ホームページからダウンロードした「美祢市観光総務課観光業務職員申込書」に必要事項を記入し、市販の履歴書(顔写真貼付)を添付して提出してください。
- 選考方法 個別面談・作文
- 募集締切 3月10日(金)17時15分まで
- 応募・問合せ先 観光総務課
美祢市大嶺町東分326番地1
〔☎0837(52)1532〕
秋吉台観光交流センター
美祢市秋芳町秋吉3506番地2
〔☎0837(62)0305〕

平成28年度美祢市温水プール短期水泳教室

水泳教室を、下記のとおり開講します。積極的に参加され、水泳に親しまれるとともに泳力の向上を図られますようご案内します。

- クラス概要
 - ① 小学生[初級]
 - 講習目標 『5m以上の「けのび」ができるようになる』『面かぶりクロールをマスターする』
 - 募集人数 25人
 - 対象者 水に浮くことができない児童、息をしないクロールで10m泳げない児童
 - ② 小学生[中・上級]
 - 講習目標 『息継ぎクロール・平泳ぎをマスターする』
 - 募集人数 15人
 - 対象者 息をしないクロールで10m泳げる児童、25mプールを怖がらない児童
- ※ クラスは4月からの新学年
- 講習日(全6回) 4月16日(土)、17日(日)、23日(土)、24日(日)、30日(土)、5月1日(日)
- 講習時間帯 10時30分～12時(点呼、体操含む)
- 受講料 4,500円(各クラスとも同額)
- 申込方法 美祢市温水プール受付窓口にある申込書に必要事項を記入(印鑑が必要)し、受講料を添えて直接申し込んでください。(電話申込・予約不可)

開講日以後は払い戻しできません。

受講者の決定は先着順とし、定員数になりましたら募集を終了します。

- 申込期限・申込書の配布 3月15日(金)13時30分～4月9日(土)20時まで
- 教室開講式 受講される小学生クラスの開講式を、開講初日の4月16日(土)に美祢市温水プールの2階ギャラリー室にて、10時10分から行います。
(保護者同伴で、遅れずにお集まりください。)
- その他 水泳着と水泳帽子が必要になります。(開講日までには用意して記名をしておいてください。)ゴーグルは自由です。
- 問合せ先 美祢市温水プール
〔☎0837(52)3300〕

手話奉仕員養成講座

耳が聞こえない人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話単語及び手話技術を習得し、地域で手話ボランティアができるようになることを目的に開催します。

- 受講期間 4月7日～平成29年3月23日
毎週木曜日 19時～21時
※ 祝日及び正月・盆休みを除く
- 会場 山口市社会福祉協議会しらさぎ会館(山口市上堅小路89-1)
- 内容
 - ・ 入門課程(4月～8月)
講義5時間 実技36時間
 - ・ 基礎課程(9月～2月)
講義5時間 実技44時間
- 対象者 市内に居住し、全課程を受講できる予定の人
- 参加料 無料
※ テキスト代3,240円は受講生負担
- 定員 5人程度
- 申込・問合せ先 地域福祉課
〔☎0837(52)5227〕
美東総合支所総合窓口課
〔☎08396(2)5000〕
秋芳総合支所総合窓口課
〔☎0837(62)1905〕

市内史跡ボランティアガイド

【第5回史跡ボランティアガイド養成講座】

- 内容 日本最古の国営銅山：長登銅山跡にある露天掘りの探検（榎ヶ葉山の登山）
- 実施日 3月26日(日)
9時30分～15時30分
- 場所 長登銅山跡
- 申込締切 3月18日(金)
- 参加費 2,000円（昼食代・傷害保険料・写真代・入館料などを含みます）
- 募集定員 10人
- 備考 今回は秋吉台エコツアーとの合同開催となります。雨天及び最少催行人数に達しない場合は中止する場合があります。
- 申込・問合せ先 文化財保護課
〔☎0837(53)0189〕
※月曜日等休館

お知らせ

「緑の募金」にご協力ください

緑とのふれあいを通じて、緑化に対する意識を高めていただくため、3月1日から5月31日までの期間を、春季県土緑化推進運動期間として、「緑の募金」などの緑化運動を展開します。

「緑の募金」では、緑に親しみ健全で豊かな心を育む環境づくりを進め、快適で住みよい緑豊かな郷土づくりに寄与することを目的とし、森林を始めとする地域の緑化活動や学校緑化活動に活用しています。

この趣旨をご理解いただき「緑の募金」へのご協力をお願いします。

- 問合せ先 農林課
〔☎0837(52)1115〕
美東総合支所建設経済課
〔☎08396(2)5007〕
秋芳総合支所建設経済課
〔☎0837(62)1901〕

平成28年度就学援助交付申請

子どもを小・中学校に就学させることが経済的に困難なご家庭に対して、給食費や学用品費など学校に必要な費用の一部を補助します。

- 申請に必要なもの
 - ①平成27年分の世帯の収入がわかる書類（源泉徴収票、確定申告の写し、年金振込通知書等）
 - ②借家の人は家賃を確認できるもの（契約書、領収書等）
 - ③児童扶養手当を受給中の人は、児童扶養手当証書の写し
 - ④認定後の振込先となる通帳の写し
 - ⑤印鑑（認め印で結構です）
- 申請期間 3月16日(日)～4月15日(日)まで（(日)を除く）
- 認定時期 6月中旬
- 受付時間 9時～17時
- 申請先 教育委員会事務局学校教育課、美東事務所、秋芳事務所
- 問合せ先 学校教育課
〔☎0837(52)1118〕

健康教室（3月開催）

美東病院では地域の病院として、少しでも市民の皆さんの健康に役立ちたいと考え健康に関するお話をする機会を設けています。

事前予約は不要です。また、ご希望の話だけ選んでご参加して頂くことも可能です。

- 開催日時 第2・4月曜日、第2・4水曜日（12時～12時25分）
- 場所 美東病院総合受付前
- 内容 以下の内容を週替わりで行います。
 - ①ウイルス性肝炎対策の現状（3月9日）
 - ②慢性腎臓病について（3月14日）
 - ③爪の病気と処置（3月23日）
 - ④ウイルス性肝炎の治療（3月28日）
- その他 時間が許される範囲で個別相談もお受けします。
- 問合せ先 美東病院事務部
〔☎08396(2)0515〕

福祉タクシー利用券をお渡しします

- 対象 市内の在宅の心身障害者（児）で、次のいずれかに該当する人
 - ・療育手帳を持っている人
 - ・身体障害者手帳を持っている人で、障害の程度が1～3級の人
- 助成金額等について タクシー券1枚（乗車1回）につき500円で年間48枚（人工透析のため、通院に利用される人は年間最高288枚まで）
- 手続開始日 3月22日(日)
- 手続に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・療育手帳又は身体障害者手帳
※人工透析分は病院の証明が必要
- 申請場所 地域福祉課、各総合支所総合窓口課、豊田前・於福・厚保出張所
- 問合せ先 地域福祉課
〔☎0837(52)5227〕
美東総合支所総合窓口課
〔☎08396(2)5000〕
秋芳総合支所総合窓口課
〔☎0837(62)1905〕

美祢市シルバー人材センター入会説明会

- 日時・場所 3月16日(日)
 - ・9時 美東事務所
 - ・10時30分 秋芳事務所
 - ・14時 美祢事務局
- また、美祢市シルバー人材センターでは、臨時的かつ短期的な雇用による就業についての職業紹介、及び一般労働者派遣事業も行っています。
- 問合せ先 美祢市シルバー人材センター美祢事務局
〔☎0837(53)0541〕



未内定の新卒者・既卒者の皆さんへ

就職活動を継続されている今春卒業の新卒者・既卒者の皆さん、現在も懸命に就職活動をされているものと思います。ハローワークは最後まで皆さんを支援し続けますので、就職について知りたいこと、不安なこと求人情報など、お気軽にお問合せください。

- 問合せ先
ハローワーク宇部 学卒担当
〔☎0836(31)0164〕

山口県特定（産業別）最低賃金を改正しました

平成27年12月15日から

- 鉄鋼業、非鉄金属製造業
時間額 867円
- 電気機械器具製造業
時間額 793円
- 輸送用機械器具製造業
時間額 838円
- 百貨店、総合スーパー
時間額 757円

※山口県最低賃金は平成27年10月1日から731円に改正しています。

- 問合せ先
山口労働局労働基準部賃金室
〔☎083(995)0372〕

3月納付カレンダー 3月31日(木)

納付種別	納付対象
国民健康保険税	9期
介護保険料	9期
市営住宅使用料	3月分
有線テレビ使用料	6期

各種相談

年金相談

3月9日(木) 9時30分～12時、13時～15時30分
美祢市民会館

予約先 宇部年金事務所〔☎0836(33)7111〕

農業問題相談

3月16日(木) 10時～12時 農業委員会事務局

予約先 農業委員会事務局〔☎0837(52)5241〕

※開催日の1週間前までに予約が必要です。

職業相談

3月9日(木) 10時～11時 美祢市美東センター
12時30分～16時 サンワーク美祢

3月23日(木) 10時～11時 嘉万公民館
12時30分～16時 サンワーク美祢

問合せ先 宇部公共職業安定所〔☎0836(31)0164〕

人権相談

3月2日(木) 13時30分～16時30分 真長田公民館

3月16日(木) 10時～15時 美祢市民会館

3月23日(木) 13時30分～16時30分 岩永公民館

行政相談

3月16日(木) 10時～12時 美祢市民会館

3月23日(木) 13時30分～16時30分 岩永公民館

心配ごと相談 毎週水曜日 13時30分～16時30分(受付16時まで)

3月2日(木) 伊佐公民館、真長田公民館

3月9日(木) 美祢市社会福祉協議会、
秋芳地域福祉センター

3月16日(木) 美祢市社会福祉協議会、
美東地域福祉センター

3月23日(木) 美祢市社会福祉協議会、岩永公民館

3月30日(木) 美祢市社会福祉協議会

司法書士による無料法律相談会

3月3日(木) 13時～15時 美祢市役所

※4月7日(木) 13時～15時 美祢市役所
(※3月31日(木)予約開始)

弁護士による無料法律相談

3月17日(木) 13時30分～15時20分 美東総合支所
(3月10日(木)予約開始)

予約先 市民相談室〔☎0837(52)5230〕

3月の日曜休日当番医

美祢市医師会	診療時間	9時～17時	美祢郡医師会	診療時間	9時～17時
6日(木) 原田外科医院	大嶺町前川通	〔☎0837(52)0756〕	6日(木) 美東病院	美東町大田	〔☎08396(2)0515〕
13日(木) 中元医院	伊佐町稲荷町	〔☎0837(53)0323〕	13日(木) あきよし竹尾クリニック	秋芳町秋吉	〔☎0837(63)0088〕
20日(木) 白井クリニック	於福町金山2区	〔☎0837(56)1122〕	20日(木) 美東病院	美東町大田	〔☎08396(2)0515〕
21日(木) 山本医院	大嶺町中村上	〔☎0837(52)1516〕	21日(木) さかい内科クリニック	秋芳町秋吉	〔☎0837(62)1200〕
27日(木) 三澤医院	西厚保町大村	〔☎0837(58)0011〕	27日(木) 美東病院	美東町大田	〔☎08396(2)0515〕

保健だより

育児相談

3月9日(木) 13時30分～15時

美祢市保健センター

3月15日(木) 9時30分～11時30分
秋芳保健センター

3月23日(木) 9時30分～11時30分
美東保健福祉センター

健康相談(9時30分～11時)

3月8日(木) 別府公民館

1歳6か月児健康診査(13時～13時30分)

3月10日(木) 美祢市保健センター

3歳児健康診査(12時30分～13時15分)

3月17日(木) 美祢市保健センター

離乳食学級(10時30分～11時30分)

3月1日(木) 美祢市保健センター

食と健康の講座(9時30分～13時)

3月2日(木) 美東保健福祉センター

3月18日(木) 嘉万公民館

固定資産課税台帳の閲覧及び 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について



詳しい閲覧・縦覧方法は次のとおりです。ご不明な点は税務課固定資産税係まで問い合わせください。

固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買・相続・家屋の新・増・改築・取り壊し・土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地処分終了の土地所有者及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認されたい人は、次の要領で閲覧できます。

※納税者には、納付書と同時に固定資産課税明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。

※交付を希望される場合は1枚につき10円の複写料がかかります。

閲覧開始日 4月1日(土)～(日・祝を除く。)

※4月1日(土)～5月2日(月)まで手数料は無料です。

閲覧時間 8時30分～17時15分

閲覧場所 税務課、美東・秋芳総合支所及び各出張所

※本庁、美東総合支所、秋芳総合支所及び全ての出張所で固定資産課税台帳(写)の発行が可能です。

閲覧できる人

- ①納税者
- ②納税義務者
- ③納税管理人
- ④納税者と同居の親族(確認が必要となります。)
※納税者と別居している親族は委任状が必要です。
様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ⑤借地人及び借家人(確認が必要となります。)
※当該権利の目的である土地又は家屋について記載された部分のみ
- ⑥納税者から委任を受けた人
(必ず委任状を持参してください。)
- ⑦固定資産の処分をする権利を有する一定の人
(法の定めによる管理人・管財人など)
※当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ
- ⑧賦課期日(1月1日)以後の新所有者

土地価格等縦覧帳簿及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間 4月1日(土)～5月2日(月)
(日・祝・祝を除く。)

縦覧時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 美祢地域分→税務課
美東地域分→美東総合支所
秋芳地域分→秋芳総合支所
(各出張所では縦覧できません。)

縦覧できる人

- ①納税者
- ②納税者から委任を受けた人
(必ず委任状を持参してください。)
- ③納税者と同居の親族及び納税管理人
(確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。)
※納税者と別居している親族は委任状が必要です。
※縦覧できる人かどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書又は運転免許証など、本人確認できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

縦覧方法

- ①窓口備え付け縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。
- ②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんのであらかじめご了承ください。メモを取る場合は、備え付けのメモ用紙をお願いします。
- ③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報の保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ④縦覧期間経過後は、開示することはできません。

俳句と短歌

HAIKU TO TANKA

【美祢つばみ句会】
 風の来て老松雪をこぼしけり
 柏手の音吸い込みし今朝の雪
 末富千恵子 藤本 寿和

【美祢あさぎり句会】
 四肢伸ばし疲れとけゆく初湯かな
 つつがなし知らせるだけの賀状かな
 中野 白堂 由良野とき美

【美東俳句会】
 春光や海と山縫ふ一輛車
 その昔古戦場とや燕来る
 山野 宏子 重富 八重

【秋芳野火句会】
 蠟梅の花の香淡く山の宿
 冬深し仏の黙と山の黙
 谷 やす子 阿野 恵子

【ホトトギス秋芳句会】
 神仏に無事を祈りて年新た
 湯宿めくわが家の初湯やすらぎし
 鹿嶋 さち 小嶋かつら

【美祢短歌会】
 湯たんぼの布団くるまれ夢ごこち
 ぬくもり伝い心安らぐ
 大谷 君江

川土手に子ども自転車あめにぬれ
 おむかえ待ってるここ数日
 伊藤 和子

なつかしき友の文集手にとりて
 色白き彼女の遠い日しのぶ
 中村スミ子

【秋芳短歌会】
 藤原定家とは最も幸せな歌詠みと
 つくづく思ふこの朝明けに
 松原 正男

年の瀬に庭木を摘めば遠くから
 気を付けてとの妻の声する
 前田 時博

指先の小さな傷がじんじんと
 痛みて心奪われており
 重本 絵美

国による「創業支援事業計画」平成28年1月認定

市では、市内で起業・創業を目指す人々を支援することを目的に、「美祢市創業支援事業計画」を策定し、平成28年1月に国の認定を受けました。

この計画では、起業に必要な知識・ノウハウ・資金調達・販路開拓など、市と市内を中心とする創業支援事業者が連携し、創業者のニーズに応じた支援メニューを展開し、起業支援を行います。

◆事業計画期間 平成28年1月1日～平成32年3月31日

◆連携する創業支援事業者

美祢市商工会、(株)山口銀行、(株)西京銀行、西中国信用金庫、(株)日本政策金融公庫

◆創業者への優遇制度

市の行う創業支援事業計画のうち、特定創業支援事業(※)に該当する支援メニューを受けた創業を目指す人々が市内で創業する場合に

- ① 株式会社を設立する際の登記に係る登録免許税を軽減
(資本金の0.7%→0.35%に減免(最低税額15万円→7.5万円に減額))
- ② 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の適用を拡大
(創業関連保証の枠が1,000万円→1,500万円に拡充、創業関連保証が事業開始6か月(通常2か月)前から利用可能)

※ 市区町村又は創業支援事業者が創業希望者などに行う継続的な支援で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」などの知識が全て身につく事業(4回以上行う創業等セミナー、継続して行う個別相談支援)

問合せ先 商工労働課 ☎0837(52)5224

データで見る美祢市

まちのうごき(平成28年2月1日)

人口	26,043人	前月比	▲76人
男	12,185人	前月比	▲37人
女	13,858人	前月比	▲39人
世帯数	11,344世帯	前月比	▲16世帯

()内は県下総数

	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	
1月中	2(501)	0(5)	2(623)	92(3369)
累計	2(501)	0(5)	2(623)	92(3369)
昨年対比	▲5(▲8)	±0(2)	▲5(▲10)	34(290)